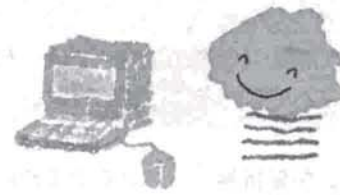


# 第 4 章

## 評 価



1989年改訂の学習指導要領は、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の指導を徹底し、個性を生かす教育を充実することとしている。これを受けて、1991年には、小・中学校の指導要録の形式も変更され、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの能力を学力の基本とする〈新しい学力観〉に立つ評価が強調されるとともに、子どもの可能性を積極的に評価することが掲げられるようになった。この指導要録では、各教科の評価については、「観点別学習状況」を基本としつつ、「評定」および「所見」を併用し、子どもの学習の状況を多面的に把握できるよう改善することとしている。それまでは相対評価を中心とした段階評定である「評定」が主流を占める傾向がみられたが、今回は「観点別学習状況」の欄が先に置かれ、絶対評

価が重視されたのである。観点別学習状況の評価の観点についても、学習指導要領が目指す学力観に則するように観点の項目や順序を改め、「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」となった。また、所見については、個性を生かした教育に役立つ観点から、子どもの長所を取り上げることが基本となるようにした。

「新しい学力観」の理念および、学習指導要領や指導要録の改訂を端緒として、日本の小学校の評価をめぐる状況は、ここ数年のうちに大きく変わってきた。このようなめまぐるしい変化の中で、実際の教室において具体的にどのような評価が行われているのかは多様化しており、我々にとって一層不透明になってきている。本章では、小学校における評価の現状について、調査結果からみていこう。

# 「学習の記録」の形式

## 1. 「学習の記録」の多様な形式 — 評定から観点別学習状況へ

【通知票の「学習の記録」の形式は多様化しているが、その形式の主流は、「総合的な評定」から「観点別学習状況」へ移行している。今や、観点別学習状況を取り入れているところは8割に対し、評定を取り入れているところ

ろは3割程度である。さらに、低学年では、評定が取り入れられているところは2割を切っている。また、通知票の形式を都県別に比べると、顕著な地域差がみられる。】

Q7. 評価についてうかがいます。  
A. あなたの学年における通知票の「学習の記録」では、どのような形式を取り入れていますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

「新しい学力観」の理念および、学習指導要領や指導要録の改訂を端緒として、小学校の評価は大きく変化している。その1つとして、まず目につくのが、通知票の形式の多様化である。図4-1は、所属学年の通知票の形式についてたずねた結果を示したものである。これをみると、「観点別学習状況」を取り入れているところは、81.1%にも及んでいる。続いて、「文章記述形式の評価」44.8%、「単元や具体的項目ごとの到達度評価」40.7%、「教科ごとに2段階、3段階、5段階などの総合的な評定」31.9%、「児童による自己評価」4.7%となっている。その他に、「友だちからみた友だちのよい点の記述」などの回答があった。通知票の形式自体、学校ごとあるいは学年ごとに多様化していることがわかるが、通知票の形式の主流は、評定から観点別学習状況へ移行したといえよう。評定の形式を取り入れているところは31.9%だが、そのほとんどが観点別学習状況と併用され、従来あった評定形式のみの通知票は姿を消している(表4-1)。

このような小学校の通知票の形式を、中学校のそれと比べてみたのが、図4-2である。意外なことに、観点別学習状況を取り入れて

いる中学校は小学校よりも多く、86.9%である。しかし、中学校では、それ以上に教科の総合的な評定も取り入れられている。評定の形式があまりみられなくなったのは、小学校の特徴といえる。

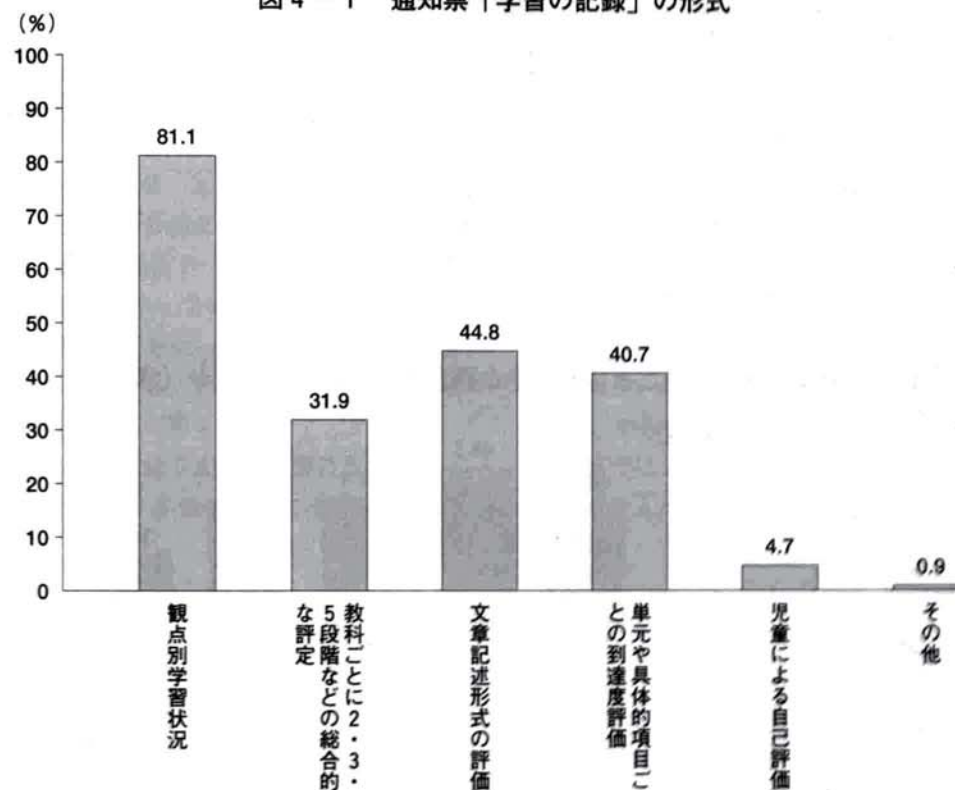
小学校の通知票の形式には、学年差や地域差はみられるだろうか。まず、教師がもっとも多く授業を担当している学年(以下では授業最多学年と表記)別に通知票の形式について調べると、1・2年生では、他の学年に比べて、評定形式が取り入れられていなかった(図4-3)。これは、現行の指導要録上の「学習の記録」の形式が、3年生以上は観点別学習状況と評定の併用なのに対し、低学年では評定が廃止されていることと対応している。

次に、表4-2は、主要な通知票の形式について都県別に示したものである。どの県においても、もっとも多くみられる通知票は、観点別学習状況の形式であり、これにその他の通知票の形式が併用されている可能性が高い。ただし、通知票の形式には、都県によってかなり大きなばらつきがある。岡山県では9割以上のところで、観点別学習状況が採用されている。教科ごとの総合的な評定は、新潟

県では12.3%、東京都では19.0%しか取り入れておらず、他の県と大きな開きがある。また、両県では、文章記述の形式もやや少ない傾向にある。一方、新潟県では、単元や項目

ごとの到達度評価の形式を6割以上のところで取り入れており、他の県と比べて特徴的である。

図4-1 通知票「学習の記録」の形式

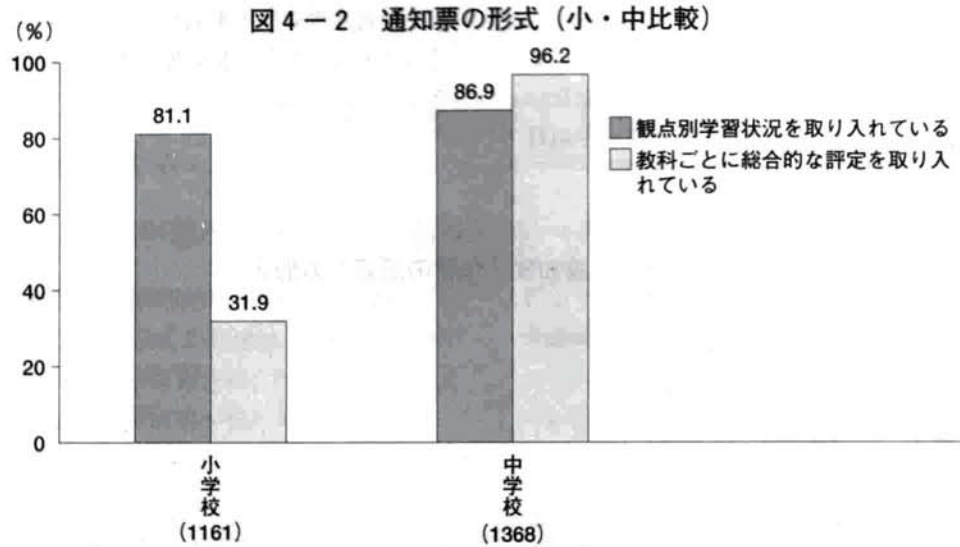


注) サンプル数は1161人。

表4-1 通知票の形式

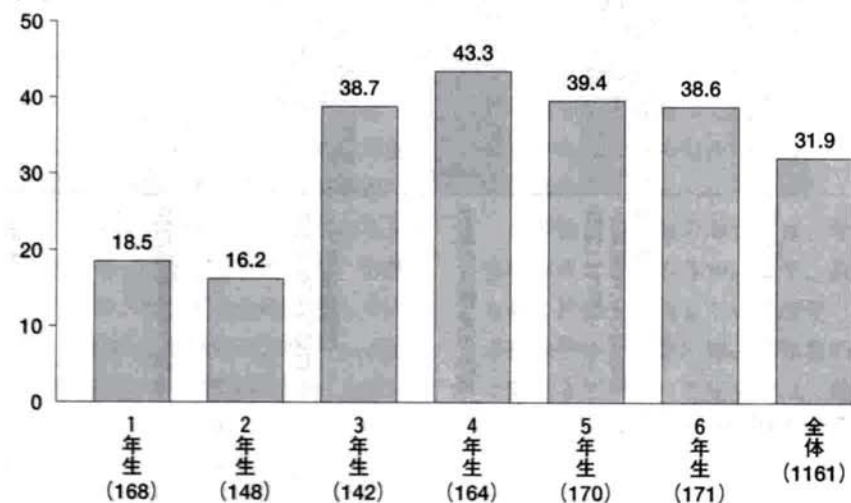
		教科ごとに総合的な評定 (%)	
		取り入れている	取り入っていない
観点別学習状況	取り入れている	28.4	52.7
	取り入っていない	3.5	15.3

注1) サンプル数は1161人。  
注2) 数値は全体(1161人)に対する割合。



注) ( )内はサンプル数。

図4-3 教科ごとに総合的な評定を取り入れているか(学年別)



注) ( )内はサンプル数。

表4-2 どのような「学習の記録」の形式を取り入れているか(都県別)

通知票の形式	岩手県 (191)	新潟県 (203)	東京都 (184)	岡山県 (226)	福岡県 (181)	熊本県 (174)	全体 (1161)
観点別学習状況	80.1	71.9	80.4	90.7	77.3	84.5	81.1
教科ごとに総合的な評定	32.5	12.3	19.0	42.9	40.9	43.7	31.9
文章記述形式の評価	51.3	38.9	32.1	52.7	53.0	39.1	44.8
到達度評価	40.8	61.6	36.4	21.7	45.9	40.2	40.7

注1) ( )内はサンプル数。 注2) 数値は、取り入れている割合。

## 2. 相対評価の低下

【絶対評価は87.5%、個人内評価は46.9%、相対評価は31.1%の教師が行っている。小学校では、相対評価の視点が薄れているといえるが、低学年では特にそうである。都県別に

みると、相対評価を行っている教師は、岡山県で52.2%に対し、東京都や新潟県で16%程度である。】

Q7. 評価についていかがいます。

B. 通知票の「学習の記録」を記入するときに、次のような評価方法を行っていますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

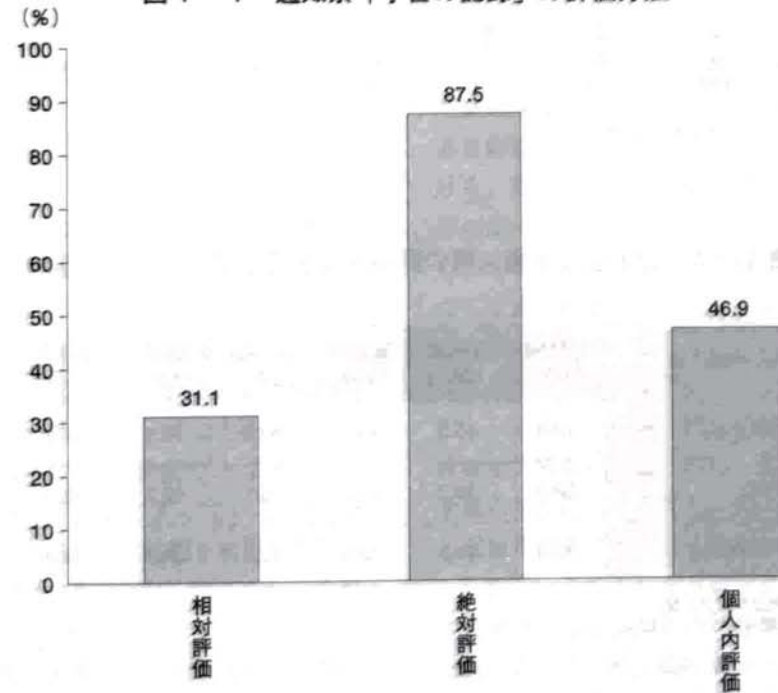
通知票の「学習の記録」における評価方法はどのようなのだろうか。図4-4をみると、絶対評価を行っている教師は87.5%、個人内評価を行っている教師は46.9%いる。一方、相対評価を行っている教師は、31.1%にすぎず、しかも、そのほとんどが絶対評価との併用である(表4-3)。

このような評価方法を、授業最多学年別に比べると、相対評価において差がみられた。

図4-5をみると、低学年ほど相対評価はなされないことがわかる。

次に、地域差についてみていこう。表4-4にみるように、都県による差は、絶対評価や個人内評価では小さいが、相対評価に関しては大きい。東京都と新潟県では16%程度の教師しか相対評価を行っていないのに対し、岡山県では、52.2%の教師が相対評価的な視点を取り入れて通知票をつけている。

図4-4 通知票「学習の記録」の評価方法



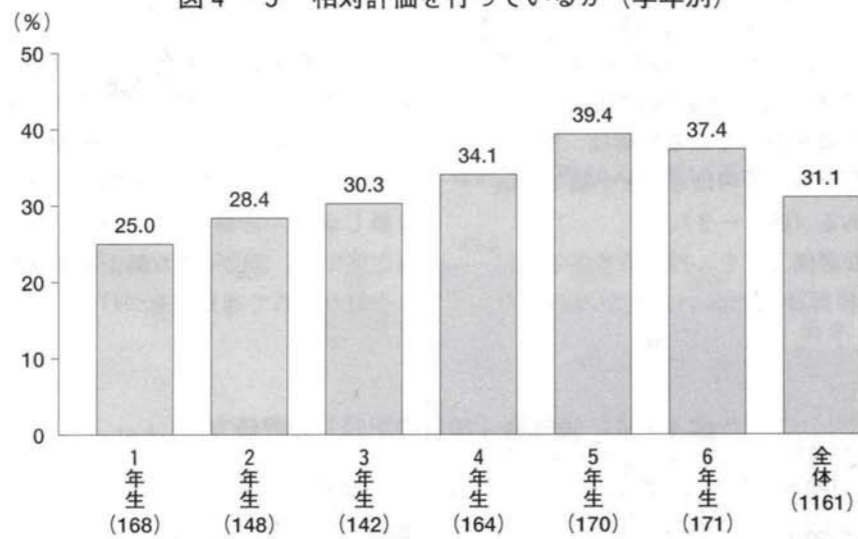
注) サンプル数は1161人。

表4-3 通知票の評価方法

		相対評価	
		行っている	行っていない
絶対評価	行っている	25.8	61.8
	行っていない	5.3	6.9

注1) サンプル数は1161人。  
注2) 数値は全体(1161人)に対する割合。

図4-5 相対評価を行っているか(学年別)



注) ( )内はサンプル数。

表4-4 どのような通知票の評価方法を行っているか(都県別)

通知票の評価方法	岩手県 (191)	新潟県 (203)	東京都 (184)	岡山県 (226)	福岡県 (181)	熊本県 (174)	全体 (1161)
相対評価	28.3	16.3	15.8	52.2	33.1	37.9	31.1
絶対評価	88.0	88.2	88.0	88.1	86.7	86.2	87.5
個人内評価	45.0	46.3	43.5	46.9	54.7	44.8	46.9

注1) ( )内はサンプル数。  
注2) 数値は取り入れている割合。